

史料に見る治郷の痔事情

和暦	西暦	月	日	年齢	記述	史料名	備考
安永5	1776	5	20	26	殿様御麻疹後御痔疾之御気味被成御座候ニ付而暑中長途御旅行難被遊為御保養暫御発駕御延引可被遊旨被仰出候、右為御知如斯候、此段御筆相中へも御通達可有之候、以上	温故録6	4月11日～麻疹
安永5	1776	6	7	26	京都より御医師畑立庵老御招ニ付六日ニ到着、登城ニ而御容体御伺有之、濟而朝日丹波より畑氏へ御尋ニ付御答之趣、畑氏より被申段御知せ有之、此旨をも可申談旨、翌日より畑氏へ御頼被遊候段可申談旨ニ候	温故録6	
安永9	1780	6	11	30	是より先、公、参観が為に是の十三日を以て將に駕を發せんとすることを官に告ぐるも、既にして公痔疾を患ひ、今に至るまで常に復さず。因りて書を具して急駈を發し、東都に到りて参観を緩めんことを請ふ。	治郷年譜	
安永9	1780	6	14	30	殿様御痔疾被成御座候付、来月十五日頃御発駕被成御延引候旨被仰出候、此段為御知可申旨ニ付如此御座候、以上	温故録6	
安永9	1780	7	9	30	公、痔疾猶ほ未だ常に復せざるを以て使を發し、参観を緩めんことを月相府に請ふ。	治郷年譜	
安永9	1780	8	8	30	殿様御痔疾之御容体御快被成御座候付、為御参府来月九日爰元可被遊御発駕旨御議定被仰出候、此段為御知可申旨ニ候	温故録6	
天明8	1788	6	11	38	公、痔疾に苦しみ、朝すること能はざれば、参観を緩せんことを月相府に請ふ。	治郷年譜	
天明8	1788	6		38	殿様当月十三日頃御発駕可被遊与先達而御先触仕出御座候処、御痔疾ニ付此節長途之御旅行難被遊依之右御発駕暫く御延引被遊候旨被仰出候、此段御通達可申旨ニ御座候、以上	温故録7	
天明8	1788	8	17	38	殿様御痔疾御容体御快被成御座候ニ付而為御参府来月二日爰許御発駕可被遊旨被仰出候、此段御筆相中へ御通達可有之候、以上	温故録7	
天明8	1788	9	2	38	駕、松江を發す。官、素と衆川助瀆の勞を慰するが為に、休暇を賜ひ、秋七月を以て朝觀の限と為す。公、久しく痔疾に苦しみ、因りて期を緩ぶることを乞ひて、ここに至ると云ふ。	治郷年譜	
寛政元	1789	3	19	39	公、久しく痔疾に苦しみ、歩行の意の如からざるを以て、杖を金城内に用ひんことを月相府に乞ふ。即日これを允す。	治郷年譜	
寛政3	1791	4	21	41	一、江戸御発駕為御祝儀御次衆被罷越候、麻上下ニ而御波戸場迄罷出ル	御用日記	
寛政3	1791	6	3	41	公、猶ほ痔疾に苦しみ、久しく坐し且つ乘輿して行くべからず。因りて秋に至りて発駕せんことを月相府に乞ふ。これを允す。	治郷年譜	
寛政3	1791	10	2	41	一、殿様御痔疾追々御快被成御座候付来月五日六日坎又者九日十一日之内江戸表御発駕被遊候旨御内御儀定被仰出候由、尤駒次郎様茂御同伴被遊候段三判御飛脚を以申来候、此段為御知申進候、此段孫右衛門殿より申来候	御用日記	
寛政3	1791	11	5	41	公、貴介弟を将みて東都を發駕す（時に公、痔疾復た發す。因りて緩期を請ひ、ここに至ると云ふ）。	治郷年譜	
寛政4	1792	4	9	42	公、痔疾猶ほ未だ常に復せざるを以て、使札もて参観を緩ぶることを月相府に告ぐ。	治郷年譜	
寛政4	1792	5	9	42	又た参観を緩ぶることを告ぐ。	治郷年譜	
寛政4	1792	6	9	42	又た参観を緩ぶることを告ぐ。	治郷年譜	
寛政4	1792	7	9	42	又た参観を緩ぶることを告ぐ。	治郷年譜	
寛政4	1792	9	1	42	公、痔疾輕快なるを以て、使をして東都にゆき、本月十八日、將に發駕せんとすることを、月相府に告げしむ。	治郷年譜	
寛政8	1796	3	28	46	公、痔疾に苦しみ乘輿すべからず。因りて、輕快を待ちて發駕せんことを兩相府に請ふ。	治郷年譜	
寛政8	1796	5	9	46	公、痔疾未だ愈えざるを以て、使を發して、参観を緩ぶるを兩相府に告ぐ。	治郷年譜	
寛政8	1796	6	9	46	公、痔疾猶ほ未だ愈えざるを以て、又た使を發して、参観を緩ぶることを兩相府に告ぐ。	治郷年譜	
寛政8	1796	7	9	46	公、痔疾猶ほ未だ愈へざるを以て、又た参観を緩ぶることを告ぐ。	治郷年譜	
寛政8	1796	8	5	46	公、痔疾輕快なるを以て使を東都に發し、兩相府に告ぐるに、是の月二十八日、將に駕を發せんとするを以てす。	治郷年譜	
享和元	1801	12	23	51	公痔疾を患ひ、月相府に告げて曰く、日者(さきごろ)桂川甫周が治を得て癒ゆ。明年三月を以て都に出でて病を治さんと請ふ。（正月十四日、これを允す）	治郷年譜	
文化13	1816	8	18	66	公、書を月相府に上り、老公痔疾有るが為に、邦内温泉に浴して以てこれを療し、暇を賜ひて冬に至らんことを請ふ。	治郷年譜	
文化13	1816	8	21	66	月相台命を伝へ、老公の請を允し、且つ縹紗五巻を優賜す。	治郷年譜	
文化13	1816	閏8	21	66	老公の駕、東都を發す。	治郷年譜	

史料に見る治郷の痔事情

和暦	西暦	月	日	年齢	記述	史料名	備考
文化13	1816	9	17	66	松江城に入る。	治郷年譜	
文化13	1816	10	10	66	往きて玉造の温泉に浴す。	治郷年譜	
文化13	1816	10	11	66	老公帰国し、謝恩使部外郎石原九左衛門朝に登りて昆布一匣・乾周魚一匣・清酒兩樽を大將軍に、乾周魚一匣・清酒兩樽を儲將軍に献ず。	治郷年譜	
文化13	1816	11	29	66	玉造より還る。	治郷年譜	
文化13	1816	12	5	66	公東都において書を月相に上りて曰はく、不昧邦に在りて温泉に浴すも、旧痾未だ治せず。暫らく疾を邦に養はんことを請ふ〈八日これを允す〉。	治郷年譜	
文化13	1816	12	8	66	再び玉造温泉に浴す。	治郷年譜	
文化13	1816	12	19	66	玉造より歸る	治郷年譜	